

永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第5号

永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例

永平寺町企業立地促進条例（平成18年永平寺町条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)」を「日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。